

## 令和5年度 運営指導における主な指導事例 (認知症対応型共同生活介護に関する事項)

### 1 運営基準

#### (1) 入退居について

##### 【事例】

入居者が認知症であることについて、入居日より後に確認していた。

- ア 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならないため、必ず入居日より前に確認してください。

#### (2) 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針について

##### 【事例】

身体的拘束の適正化のための指針を作成していたが、盛り込むべき項目が記載されていない。

- ア 指針に盛り込むべき項目は以下のとおりです。

- ✓ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ✓ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ✓ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ✓ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ✓ 身体的拘束等の発生時の対応に関する基本方針
- ✓ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ✓ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

##### 【事例】

委員会の構成員が（恒常的に）出席していない。

- ア 定期的な委員会の開催に当たっては、指針に定めた委員が原則出席できるように調整し、やむを得ず出席できないような場合は、事前に意見をもらう等対応してください。

#### (3) 地域との連携等について

##### 【事例】

運営推進会議（オンライン開催を含む）を開催していない。

- ア おおむね2月に1回以上開催する必要があります。

- ※ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の変更に伴い、令和5年5月8日以降は運営推進会議の書面開催は原則として認められておりません。

**【事例】**

運営推進会議の出席者が適切でない。

ア 構成員は利用者，利用者の家族，地域住民の代表者等（町内会役員，民生委員，老人クラブの代表者等），市町村の職員又は地域包括支援センターの職員，当該サービスについて知見を有する者等とされています。構成員が出席できる日程で運営推進会議を行うよう努めてください。

**2 介護報酬****(1) 口腔衛生管理体制加算について****【事例】**

口腔衛生管理体制についての計画を作成していたが，盛り込むべき項目が記載されていない。

ア 計画に盛り込むべき項目は以下のとおりです。

- ✓ 当該事業所において利用者の口腔ケアを推進するための課題
- ✓ 当該事業所における目標
- ✓ 具体的方策
- ✓ 留意事項
- ✓ 当該事業所と歯科医療機関との連携の状況
- ✓ 歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成にあたっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）
- ✓ その他必要と思われる事項